

# 平成 22 年度 推薦入学試験 入学試験問題

## 小 論 文

人文学部 社会科学科

### 注意事項

- ① 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- ② 受験番号を、解答用紙（その 1）（その 2）の指定の欄に記入しなさい。
- ③ 解答は、解答用紙の指定の欄に横書きで記入しなさい。解答用紙（その 1）には問 1、問 2、解答用紙（その 2）には問 3 の解答を記入すること。
- ④ ローマ字、数字、括弧、句読点等は、すべて解答用紙の 1 マスに 1 つずつ記入しなさい。

## 平成22年度 入学試験問題訂正等用紙

推薦入試

教科・科目等：小論文

学部・学科等：人文学部社会科学科

訂正等種別	
<small>(該当する番号を○で囲む)</small>	
①	問題の訂正
2	解答用紙の訂正
3	補足説明

問題の訂正

問題文 問1, 2行目

(誤) 「理解してないと」

↓

(正) 「理解していないと」

別紙の文章は、足立幸男/森脇俊雅編著『公共政策学』（ミネルヴァ書房、2003年）の序章「トランス・ディシプリンとしての公共政策学—その成立可能性と研究領域—」の第1節である。文章を読んで、次の問1から問3に答えなさい。

なお、1ページ10行目の「聳え立つ」は、「そびえたつ」と読みます。

問1 文章の冒頭にあるように、「日本語の公（おおやけ）という言葉と英語の **public** という言葉の間には深い溝がある。この点を十分に理解してないと、われわれは公共政策の本質を見誤ることになりかねない。」と著者は主張しているが、なぜなのか。日本語の公（おおやけ）と英語の **public** の違いを簡潔に説明したうえで、その理由を述べなさい。（250字以内）

問2 3ページ中頃（8行目～18行目）に、いかなるレベルの社会において公共政策の介入を要する問題に対処すべきかは問題の性格によるとした上で、「さまざまなレベルの地域社会（学区，市町村，都道府県，広域連合など）」、「国レベル」，及び「国際社会レベル」が列挙されている。あなたが関心を持つ具体的公共問題を1つ挙げ、どのレベルの社会で対処されるべきか、その理由とともに説明しなさい。（200字以内）

問3 民主政治における公共政策の決定は、どうあるべきだと著者は考えているか。3ページ後半で著者がいう「民主主義の政治」及び「公共政策の主体」に留意しつつ、簡潔に述べなさい。（250字以内）

## ● 序 章 ●

## トランス・ディシプリンとしての公共政策学

—その成立可能性と研究領域—

## ① 公共性・公共政策

▶ 公（おおやけ）と public      日本語の公（おおやけ）という言葉と英語の public という言葉の間には深い溝がある。この点を十分に理解していないと、われわれは公共政策の本質を見誤ることになりかねない。

「おおやけ」はもともと「大宅」「大家」つまり「大きな家」を意味する空間的概念であり、古くは特に大君の住む皇居、宮中のことをさしていた。やがて、大きな家としてイメージされた朝廷・幕府・国家、行政機構としての政府・官庁、またそこで執り行なわれる仕事（官事）、さらには社会（世間）という意味でも用いられるようになった。このような「おおやけ」に対して「わたくし」は伝統的に非常に小さいものであり、「おおやけ」との対立・緊張関係など問題にならないとされていた。「公」（おおやけ）は「わたくし」から隔絶した、「わたくし」の上に聳え立つものとして、観念されていたのである。

他方、英語の public はもともとコミュニティーとしての社会にかかわる用語であり、「社会の全構成員あるいは一定の条件（必要な法的資格を有することや所定の料金を支払うことなど）を満たすすべての構成員によって享受されたり、共有されたりするところの」、「公衆用の」、「公開の」といった意味で用いられてきた。public convenience（公衆便所）、public hall（公会堂）、public housing（公営住宅）、public transportation（公共交通機関）といった類の用法がその代表的なものであるが、これらのものに public という形容詞が冠せられてきたのは、その利用や享受が特定の私人に限定されることなく、社会構成員に広く開放されているからである。

public という言葉はもちろん、日本語の公（おおやけ）と同様に、国家や政府との関連でも用いられてきた。例えば、public authority（公的権威）、public office（官庁）、public servant（公務員）、public document（公文書）などがその実例であるが、このような場合でもなお先に言及した社会との関連は依然として失われてはいない。問題の authority, office, servant, document が純然たる私的関心事や特殊利益を追求する集団にのみかかわるものではなく、社会全体に共通の（コミュニティーのための）事象にかかわるものであること、そのようなものであるべきことを、public という形容詞は示

唆している。国家や政府が public であるのはひとえに社会構成員の付託に応えるからであり、それ自体として公（おおやけ）なる存在だからではないのである。

近年、地域性と共同性によって特徴づけられる地域共同体や国民国家を超えた包括的社会単位（例えば、全ヨーロッパや全世界）が単一のコミュニティーないし運命共同体として認知されるようになりつつある。前述したように、public はもともとコミュニティーとしての社会にかかわる観念であるから、これらのものをも包摂することができる。この点にもまた、public の観念を公（おおやけ）の観念から分かつ決定的差異がある。

▷公共問題 もとより、公共政策は公（おおやけ）の観念よりはむしろ public の観念と親和性を有する。そして、このことは、公共政策が公（おおやけ）の、公（おおやけ）による、公（おおやけ）のための政策ではなく、「わたくし」たちからなる社会の、社会による、社会のための政策であることを示唆する。ここで、「政策」とは一般に「ある特定の問題や問題群に対処するための行動指針」であると理解されているわけであるから、公共政策は、社会構成員が社会構成員にとって共通の諸問題に対処しようとして主体的に選択する行動指針であるということになろう。この点を次にもう少し詳しく述べてみよう。

社会のなかで生きる私たちは日々の生活のなかで数多くのさまざまな種類の問題や困難に遭遇するが、大別すればそれらは以下の三種に分類されよう。第1は、私たちが私的に（個人や家族・親族等のレベルで）対処するほかになく、またそれが不可能でも不適切でもないような純然たる私的関心事である。第2は、さまざまな営利あるいは非営利の個別的団体に固有の——そのメンバーにとってのみ共通の——問題であり、その処理を当該団体に委ねても特に重大な社会的不都合が生じないような諸問題である。つまり、純然たる私的関心事ではないものの、さりとて社会全体で取り組むほどのものでもないと考えられる諸問題である。第3は、個々人や個別的団体の手に余る問題や、当事者にその処理をすべて委ねることが必ずしも適切でないと考えられる——したがって、その適切な処理のためには、個々人や個別的団体を越えたより包括的な社会単位における集合的検討と、その社会単位を構成するすべての個人や団体を拘束する取り決めが必要となるような——諸問題である。言葉の厳密な意味で「公共」問題と言えるのはこの第3の類型に属するものであり、これら公共問題に社会として対処するための行動指針こそが「公共政策」にほかならない。

▷公共問題の歴史 　いかなる事柄が公共問題となるのか。この点については疑いもな  
・文化規定性 　く歴史的変遷がある。かつて公共問題とされていた多くの事柄がいまや純然たる私事あるいは特定団体に固有の問題と目されるようになった。例えば、神を信ずるか否か、いかなる思想信条を奉ずるか、どのような職業に従事するかなどが、そうである。その逆に、延命治療をいつ終えるか、不妊治療や胎児の遺伝子操作をどこまで許すかといった生命・医療倫理にかかわる問題や、差別、貧困、ドメスティック・バイオレンス、動物実験の規制などのように、科学・技術の進歩や人々の意識の変化に

伴い公共問題としてあらたにクローズアップされるようになったものも少なくない。

ジェット機とコミュニケーション・ネットワークで緊密に結ばれ、さまざまな局面で均質化が進んだ現代世界においてさえ、この点に関する限り世界は決して一つではない。あるところで紛れもない公共問題とみなされている事柄が他のところでは純然たる私的関心事や特定集団にのみかかわる問題として処理されている。このことは、例えば自由主義諸国と共産主義諸国、欧米とイスラム諸国家などを比べてみれば、一目瞭然であろう。

ある問題が公共政策の介入を必要とする公共問題としての社会的  
▷公共政策と政治 認知を獲得したとしても、われわれはその問題をいかなるレベルの社会において検討し集会的決定を下すべきであるのか。これは、それ自体として公共政策学の最も重要な検討課題の一つなのであるが、基本的には問題の性格によろう。さまざまなレベルの地域社会（学区、市町村、都道府県、広域連合など）での対処が十分に可能であり、それがむしろ望ましいものも少なくない。いや、それどころか、地方の自立・分権化の推進が時代の潮流となりつつある近年、ローカルなレベルで解決すべきとされる問題は飛躍的に増大した。加えて、国際社会というレベルで取り組まない限り有効な対処を望めそうにないような問題も、経済、科学・技術、環境汚染などのグローバル化とともに増加の一途をたどっている。とはいえ、むろんのこと、国防、治安、司法のように、国レベルの対処がまずもって要請される諸問題も依然として数多くある。

ある時代のある地域や国においていかなる事柄が公共問題となるか、各々の公共問題に社会のどのレベルで取り組むかは、究極のところ、市民ないし公衆（名詞としての public）の間で繰り広げられる政治によって決まる。各々の公共問題に対してどのような行動指針（公共政策）が採択されるかも同じく政治によって決まる。少なくとも、民主主義の下ではそのことが理想として追求される\*。

\* むろん、ここでの「政治」とは暴力の対抗概念としての政治、すなわち社会に発生する深刻な利害や意見の対立を討議・交渉・取引・妥協といった平和的手段によって調整し合意に到達することを目指す協働行為という意味での政治である。

民主主義の政治をこのようなものと理解するとき、そこで公共政策のありようを決めるのは社会構成員自身である。あるいは、公共政策の主体はお上（公儀）や政治権力者ではなく社会構成員自身であると言ってもよい。そして、このようなプロセスを通して決定された公共政策を執行するために社会構成員が設立し維持する機構こそが国や自治体の政府にほかならない。

民主主義の下では、したがって、公共政策はもはや一部エリートの専有物ではないし、またそうであってはならない。フォーマルな政策決定の権限を有する議員や、政策の執行を担うとともに議会に上程される政策原案の作成にしばしば強力なリーダーシップを発揮する政府・官僚機構だけでなく、マスメディア、NPO・NGO、シンクタンク、政策研究者をはじめ、潜在的にはすべての社会構成員が公共政策の設計者・提唱者になり

得る。一般に政策過程により多くのより優れた提案が入力されればされるほど、決定・執行される政策はよりよいものとなる。調整し、すりあわせるにしても、比較・検討の対象があまりに少なければ、あるいは数が多くても劣悪なものばかりであれば、そこからよい結果が生まれてくるとは考えにくい。市民自らが政策設計能力を高め、積極的な政策提言を行なう必要がある。政治家や官僚を非難するだけでは十分でない。民主主義の下では、公共政策の質は究極のところ市民自身の努力と力量によって決まるからである。

公共的諸問題をよりの確に分析し、よりよい公共政策を発見しようとする市民自身の努力を支援すること、ここにこそ、民主主義社会における公共政策学の主要な役割がある。この役割を果たすため、公共政策学はいかなる事柄を自らの課題として設定する必要があるか。そのアイデンティティをどこに求めるべきであるか。公共政策学という学問がそもそも成立しうるか。個別分野の政策研究だけで事足りるのではないか。以下、公共政策学の存在理由にかかわるこれら根本的諸問題を順次検討することとしよう。